

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人キングス・ガーデン東京の役員及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(会議の出席)

第2条 役員等が理事会、評議員会及びその他の会議に出席したときは、別表1により実費弁償費の額を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費支弁費の額を超える場合には、その実費を支給する。

(役員等の報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会及びその他の会議以外で、理事長の命を受け法人業務を遂行する場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費支弁費の額を超える場合には、その実費を支給する。

(出張旅費)

第4条 役員等が法人業務遂行のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給するものとする。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給する。

4 旅費は、実情を考慮し増額することができる。

5 旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の有給職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない。

(改 正)

第6条 この規程を改正又は廃止するときは、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、2005年（平成17年）5月28日から施行する。

別表 1

項 目	実費支弁費
理事会出席実費	5,000 円
評議員会出席実費	5,000 円

別表 2

項 目	法人業務報酬		実費支弁費
	半日分	1日分	
理事及び評議員業務報酬等	10,000 円	20,000 円	5,000 円
監事監査指導報酬等	10,000 円	20,000 円	5,000 円

別表 3

区 分	宿泊費	法人業務報酬	実費支弁費
金 額	10,000 円	20,000 円	実 費